

「徳島教育大綱(仮称)」の策定について

1 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体の長(知事)は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされたことから、本県においても、「徳島教育大綱(仮称)」を策定する。

2 基本的方針

教育基本法に基づき策定された国の「教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌した上で、本県の実情に応じ、今後において、知事部局と教育委員会の連携により推進する必要がある施策の方向性を「大綱」として定める。

3 策定手法

大綱の策定に関する協議等を行うため設置した「徳島県総合教育会議」において、協議を行った上で策定する。

4 期 間

平成27年度から平成30年度までの4年間

5 策定時期

平成27年秋頃

6 第1回徳島県総合教育会議の開催

- (1) 日 時： 平成27年6月3日(水)
- (2) 場 所： 県庁特別会議室
- (3) 出席者： 飯泉知事、松重教育委員長、西教育委員、田村教育委員、坂口教育委員、三牧教育委員、佐野教育長
- (4) 協議事項： 徳島県総合教育会議運営要綱(案)について
「徳島県総合教育会議」について
「徳島県教育大綱(仮称)」の策定について